

第5次那覇市総合計画の策定に向けた基本的な考えについて

平成28年3月29日
市長決裁

平成23年8月1日に「地方自治法の一部を改正する法律」が施行され、基本構想の法的な策定義務（および必須議決事項としての位置づけ）がなくなった。

今後策定する総合計画は、各市町村が自らの必要性和判断によって策定する計画となる。

そのため、各市町村にとっての総合計画策定の必要性や、それに応じた総合計画の位置づけ・役割など、計画の本質的な部分を各市町村で規定していく必要がある。

1 第5次那覇市総合計画の策定

総合計画は、まちづくりの目標を行政・住民が共有する手段として、予算編成や施策事業の実施など行政運営においても定着している。

総合計画（基本構想）策定義務づけの廃止は、「地方自治のガバナンスにおいて、基本構想及びこれに基づく総合計画の不要になった」と見るのではなく、「法律による義務に応じた計画策定から、住民本位の計画策定への転換が図られ、市の自主的な取り組みとしての総合計画に生まれる変わる」と求められていると解釈することができる。

第4次那覇市総合計画は、平成29年度をもってその計画期間を終える。

本市は、次期計画として平成30年度からの「第5次那覇市総合計画」を策定する。

2 策定の根拠

現在、「那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。」及び「最上位の計画である。」とする那覇市総合計画を策定する根拠が明確でない状態である。

第5次那覇市総合計画策定に向け、那覇市総合計画の策定に関する条例（総合計画策定条例等）を制定し、法的根拠を整備するものとする。

なお、那覇市議会基本条例第14条第1項第1号に「那覇市における総合的かつ計画的な行政運営を図るために定めた基本構想及び基本計画に関すること。」と位置づけられており、議決事件としての法的根拠（条例）は整備されている。

3 市民参画の機会

第3次那覇市総合計画における市民参画手法（「ユンタ区広場」など）の経験を参考とし、第4次那覇市総合計画は、「市民ニーズの反映、市民自治の拡充、市民との協働」を基本に、行政と市民との協働型により策定してきた。

第5次那覇市総合計画においても引き続き、市民との協働による計画づくりにより多様な市民意見の反映に努めるものとする。

- ・直接的市民参画・・・・・・・・市民協働大学院の機能と経験の活用
- ・間接的市民参画・・・・・・・・アンケート調査・パブリックコメント・各種団体との意見交換会など

4 那覇市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

那覇市版総合戦略は、人口減少の克服や少子高齢化の進展に的確に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持することを目的としており、人口の動向分析や将来展望を描いた那覇市人口ビジョンを策定し、将来展望・長期目標として『将来にわたって人口30万人を維持し、みんなの笑顔が輝く「なは」』を掲げている。

那覇市版総合戦略は、長期人口ビジョンに掲げた長期目標を達成するため、現在取り組み中の第4次那覇市総合計画に新たな地方創生からの視点を加え、総合戦略として再構築したものとなっており、その内容については、必要な範囲で第5次那覇市総合計画に反映させ、十分整合性が図られるよう留意するものとする。

5 策定の方法

市長決裁に基づき、「第5次那覇市総合計画」策定を開始する。

なお、那覇市総合計画策定委員会において「第5次那覇市総合計画策定基本方針」を策定するものとする。